



発行：あべ行政書士／社労士事務所通信

〒760-0026 香川県高松市磨屋町 10 番地 4

TEL.087-813-0375／FAX.087-813-0376

発行日：2016年 1月 1日

連載トピックス

ストレスチェック制度のスタートに備えて③



平成 27 年 12 月 1 日から「ストレスチェック制度」がスタートしました。ストレスチェックを行う義務がある企業（従業員数 50 人以上）では、28 年 11 月 30 日までの間に、対象となる労働者について 1 回目のチェックを行う必要があります。今回は、役割分担を中心に、重要事項を紹介します。

ストレスチェック制度の実施体制・役割分担

まず、ストレスチェックから面接指導までの大まかな流れを確認しておきましょう。

- ① 質問票を労働者に配布し記入させる（ITシステムを利用してオンラインで実施することも可能）〔右参照〕
- ② 質問票の回収
- ③ 回収した質問票をもとに、医師などの実施者がストレスの程度を評価
- ④ 高ストレス者には医師の面接指導を実施
- ⑤ 結果の通知・保存

質問票のイメージ

	そ う だ	そ ま あ	ち や が う	ち が う
あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。				
1. 非常にたくさんの仕事をしなければならない	1	2	3	4
2. 時間内に仕事が処理しきれない	1	2	3	4
最近 1 か月間のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。				
1. 活気がわいてくる	1	2	3	4
2. 元気がいっぱいだ	1	2	3	4
あなたの周りの方々についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。				
次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか？				
1. 上司	1	2	3	4
2. 職場の同僚	1	2	3	4

①～⑤がスムーズに行えるよう、次のように、それぞれの役割を果たす者を取り決めておく必要があります。

- **制度全体の担当者**
事業所において、ストレスチェック制度の計画づくりや進捗状況を把握・管理します。
- **ストレスチェックの実施者**（ストレスチェックを実施する者）
医師、保健師、厚生労働大臣の定める研修を受けた看護師・精神保健福祉士の中から選ぶ必要があります。外部委託も可能です。
- **ストレスチェックの実施事務従事者**（実施者の補助をする者）
質問票の回収、データ入力、結果送付など、個人情報を取り扱う業務を担当します。外部委託も可能です。
- **面接指導を担当する医師** ※一人がいくつかの役割を兼ねることも可能です

たとえば、質問票の回収については、医師などの実施者（または実施事務従事者）が回収する必要があり、第三者や人事権を持つ者が、記入・入力の終わった質問票の内容を閲覧してはならないことになっています。役割分担を明確にしておかないと、法令違反になる可能性があります。

平成 28 年から、様々な制度改正が行われます。以下で、主に、企業における給与計算などの実務に影響がある改正事項を紹介いたします。

税制・社会保険制度の主な改正の動向

<税制（源泉所得税関係）>

- 税務関係書類に個人番号又は法人番号の記載が必要……平成 28 年 1 月 1 日～
- 給与収入 1,200 万円超の場合の給与所得控除額の見直し……平成 28 年 1 月 1 日～

概要：	平成 27 年	平成 28 年
給与所得控除額	・給与収入 1,000 万円超 1,500 万円以下 →収入金額×5%+170 万円 ・給与収入 1,500 万円超→245 万円	・給与収入 1,000 万円超 1,200 万円以下 →収入金額×5%+170 万円 ・給与収入 1,200 万円超→230 万円

- 非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には、当該親族に係る親族関係書類及び送金関係書類を提出又は提示が必要……平成 28 年 1 月 1 日～

<雇用保険制度等>

- 被保険者関係の一定の書類又は適用事業関係の一定の書類や労働保険料の申告書などの書類に、個人番号又は法人番号の記載が必要……平成 28 年 1 月 1 日～

予定 平成 28 年度からの雇用保険率の引き下げを予定

また、65 歳以上の雇用保険の適用拡大・免除対象高年齢労働者の見直しなどの議論も開始されています。

<健康保険制度>

- 標準報酬月額の上限の引き上げ、標準賞与額の上限の引き上げ……平成 28 年 4 月 1 日～

概要：	～平成 28 年 3 月	平成 28 年 4 月～
標準報酬月額の上限	第 47 級 121 万円	第 50 級 139 万円
標準賞与額の上限	年度の累計で 540 万円	年度の累計で 573 万円

- 一般保険料率・介護保険料率の引き上げ……例年、3 月分から

[参考] 傷病手当金の支給額の見直し……平成 28 年 4 月 1 日～

概要：	～平成 28 年 3 月	平成 28 年 4 月～
傷病手当金の支給額 (1 日当たり)	直近の月の標準報酬月額 の 30 分の 1 × 3 分の 2	原則、直近 1 年間の標準報酬月額 の平均額の 30 分の 1 × 3 分の 2

<厚生年金保険制度>

- 保険料率の引き上げ……9 月分から

お仕事 カレンダー 1 月	1/10	●一括有期事業開始届の提出(建設業) 主な対象事業:概算保険料 160 万円未満かつ請負金額が 1 億 8000 万円未満の工事 ●12 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税額の納付
	1/20	●源泉所得税の特例納付(7 月～12 月分)
	1/31	●12 月分健康保険料・厚生年金保険料の支払 ●労働保険料の納付(延納第 3 期分) ●労働者死傷病報告書の提出(休業 4 日未満の 10 月～12 月の労災事故について報告) ●税務署へ法定調書(源泉徴収票・報酬等支払調書・配当・剰余金の分配支払調書・法定調書合計表)の提出 ●市区町村への給与支払報告書の提出 ●11 月決算法人の確定申告・5 月決算法人の中間申告 ●2 月・5 月・8 月決算法人の消費税の中間申告

◆あとかぎ◆ あけましておめでとうございます。当事務所は 7 年目に突入しました。この 6 年、いろんな経験、お仕事をさせていただきました。その中で強く思うのは、ひとつひとつの出来事は日々の積み重ねであるということ。当たり前のことを徹底して行い、培ってきた経験を十分に生かしていきたいと思っております。本年もどうぞよろしくお願いいたします。